

商工会報

# さくほ

令和8年8月 発行 — No.42 —



佐久穂町商工会

〒384-0613 佐久穂町大字高野町 561-1

Tel.0267-86-2275 / Fax.0267-86-2541

URL <http://www.sakuho.or.jp/>

E-mail [info@sakuho.or.jp](mailto:info@sakuho.or.jp)

会員数:307名 (令和8年7月31日現在)



ホームページ



青年部 facebook



第21回 佐久穂町商工会通常総会

(商工会館 令和8年5月22日)

## Contents

- p2 ● 会長 ごあいさつ  
● 第21回通常総会 開催
- p3 ● 会員親睦ゴルフ・マレット大会  
● 支部活動報告
- p4 ● 青年部・女性部 活動報告  
● 小規模事業者持続化補助金
- p5 ● 賃上げに取り組む事業者を応援!

- p6 ● エネルギーコスト削減促進事業補助金  
事業環境変化対応型支援事業
- p7 ● 新入会員紹介  
● 小規模事業者持続化補助金
- p8 ● 法律・金融相談会  
● マル経融資のお知らせ、小規模企業共済  
● 商工会備品・会館貸出のご案内

残暑お見舞い申し上げます。

今年も厳しい暑さが続いておりま  
す、会員の皆様におかれましては、  
それぞれの仕事に励まれていらっ  
しゃると思いますが、熱中症対策な  
ど健康管理には十分にご留意いた  
だき、この夏を元気に乗り切ってい  
だきたいと思ひます。

会員の皆様には、日頃より商工会  
の事業運営にご理解ご協力を賜り、  
心より感謝申し上げます。



5月22日には、商工会館にて、第  
21回の通常総会を開催しました、大  
変お忙しい中、多くの会員の  
の皆様にご出席いただき盛  
会の中、上程した議案すべ  
てご承認頂き誠にありがと  
うございました。

また、各支部、青年部、  
女性部の皆様には、令和7  
年度の本会事業報運営に対  
しまして各段のご協力を賜  
り改めて感謝申し上げます。

昨年は、佐久穂町商工会が設立し、  
20年の節目を迎えた、意義深い年で  
した。

この20年間、商工会が、無事に運  
営でき、地域経済を支えてこられま  
したのも、19号災害、コロナ禍など  
の苦難を乗り越え、事業を継続して  
こられた会員の皆様の不断の努力の  
賜物と心より敬意を表すると共に、  
関係各位の皆様のご支援に心より御  
礼申し上げます。

また、いつも気にかけています、  
商工会員数つきましては、減少傾向

が続いておりますが、昨年は新規  
事業者の加入が多く、2会員増加し、  
大変嬉しく思う所です。

商工会といたしましても、引き続  
き創業者支援や事業承継対策に力を  
注いでいくつもりであります。会  
員の皆様にも会員勧誘のご協力をお  
願ひいたします。



6月8日には、恒例のゴルフ、マ  
レットゴルフ大会を開催しました。

天気が心配される中でのプレーと  
なりましたが、幸い雨に降られる事  
もなく、一日仕事を離れ、参会の皆



ごあいさつ  
佐久穂町商工会  
会長 小林 一吉

様と楽しいひと時を過ごす事ができ  
ました。

夏のイベントとして行っています、  
茂来館での「サマーフェスタ」、八千  
穂駅広場での「駅前酒場」には、昨  
年にも増して大勢の皆様にご来場い  
ただき、盛況の中開催することがで  
きました。

各イベントは、地域の人々の絆を  
深めるだけでなく、町を訪れる皆様  
に佐久穂町の魅力や温かさを感じて  
いただける貴重な機会でもあります。  
イベントを企画、実行していただ  
いた、青年部、八千穂支部の皆様を

始めご協力いただいた関係者の皆様  
には、大変暑い中イベント開催にご  
尽力いただき誠に有難うございま  
した。



さて、本年2月にアメリカとイラ  
ンの戦争が勃発し、ホルムズ海峡が  
封鎖されるなどの影響により、私ど  
も中小企業を取り巻く環境は、以前  
にも増して、エネルギー価格の高騰、  
資材の値上がり、物不足、人手不足  
と大変厳しいものがあります。

先行きが不安になる状況が続くか  
もしれませんが、この様な時ほど、  
地域の事業者同士が顔を合  
わせ、知恵を出し合い、励  
まし合いながら、前に向か  
って進んで行く事が何より  
も大事であると思ひます。

商工会といたしましても、  
地域経済の持続的発展を目  
指し、「第二期商工会マスタ  
ープラン」に基づき、事業  
者支援策を全力で推進して参ります。

特に広域支援体制の整備を進め、  
複雑、多様化する事業者の皆様課題  
解決のため、補助金活用、融資の  
斡旋、事業展開など、各種相談に適  
切に対応できる様努めて参りますの  
で、会員の皆様には、積極的にご利  
用の程よろしく願ひいたします。

結びに、会員の皆様の変わらぬご  
支援、ご協力をお願いすると共に、  
皆様のご健勝、ご繁栄を祈念し挨拶  
いたします。

## 第21回通常総会開催

5月22日(金)、商工会館において「第  
21回佐久穂町商工会通常総会」が開催  
されました。当日は、委任状を含め177  
名の会員にご出席いただきました。

総会では、商工会功労者表彰および  
貯蓄共済大口契約者表彰が行われ、長  
年にわたり商工会活動にご尽力いた  
いた方々へ感謝状が贈呈されました。

その後、東支部の由井正宏氏が議長  
に選出され、第1号議案から第4号議  
案まで慎重に審議が行われました。審  
議の結果、すべての議案が原案どおり  
可決・承認され、令和8年度の事業計  
画および予算などが正式に決定しまし  
た。

多くの会員の皆様にご出席・ご協力  
いただき、円滑に総会を終えることが  
できました。今後とも商工会活動への  
ご理解とご協力をよろしくお願いいた  
します。

【第1号議案】 令和7年度事業報告書

収支決算書及び貸借対照表並びに財  
産目録の承認に関する件(監査報告書)

【第2号議案】 令和8年度事業計画書

(案)並びに収支予算書(案)の承認に  
関する件

【第3号議案】 令和8年度会費の賦課

基準(案)及び納入方法(案)の承認に  
関する件

【第4号議案】 令和8年度運営資金の

借り入れ限度額(案)及び借入先(案)  
の承認に関する件

会員親睦  
マレット  
大会



6月8日(月) 佐久リゾートゴルフ倶楽部および千ヶ日向総合グラウンドを会場に、「第19回会員親睦ゴルフ・マレット大会」を開催しました。

マレット大会は、新たな試みとして、これまでのげんでる公園から千ヶ日向総合グラウンドへ会場を変更して実施しました。当日は天候にも恵まれ、参加者の皆様は日頃の腕前を競い合いながらも、終始和やかな雰囲気の中でプレーを楽しまれていました。

競技終了後には佐久リゾートにて成績発表と表彰式を合同で行い、入賞者には豪華賞品が贈られました。競技を通じて会員同士の親睦も一層深まり、笑顔あふれる有意義な一日となりました。

ご参加いただいた皆様誠にありがとうございました。

支部報告

## 八千穗支部



八千穂支部では、7月12日、

支部の日帰り旅行を開催し、多くの皆さんにご参加いただきました。「おさしみ天国・海鮮」「ゴー」では、新鮮な海の幸を堪能し、会話も弾みながら楽しい昼食のひとつを過ごしました。その後、小田原城天守閣を見学し、歴史ある城下町の雰囲気や天守閣からの景色を楽しみました。そして鈴廣かまぼこの里で買い物を満喫し、お土産選に笑顔があふれる一日となりました。参加者同士の親睦も深まり、大変充実した旅行となりました。

今後の行事では、今年で3回目となる「八千穂駅前酒場」が8月5日・6日・7日に開催され、小海線を利用して訪れる方や町内外から多くの来場者が集まり、毎年大変なにぎわいを見せました。

**東支部**

このほか、職場交流ソフトボール大会や紅葉祭など、支部ではさまざまな行事を予定しています。会員同士の交流はもちろん、地域の皆さんとのつながりも大切にしながら、これからも楽しく活気ある支部活動を進めてまいります。皆さんのご参加ご協力をよろしくお願いいたします。（八千穂支部長 渡辺 耕）

東支部では、令和8年

**東支** 5月に支部総会を、会員事業所である一富士様を会場として開催いたしました。当日は多くの会員事業所の皆様にご参加いただき、おかげさまで盛大に開催することができました。ご出席いただいた皆様、ご協力いただいた関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

総会終了後には懇親会を開催し、会員の皆様同士が親睦を深める大変有意義な時間となりました。仕事の話はもちろん、さまざまな話題に花が咲き、終始和やかな雰囲気の中で交流を深めることができました。こうした交流の積み重ねが、地域のつながりや会員同士の連携をさらに強めていくものと感じています。

また、11月15日(日)には、西支

西支部



部との合同視察研修を予定しております。昨年度は天候の影響により残念ながら中止となりましたが、昨年に引き続き新潟方面（燕三条・寺泊）への視察を計画しています。燕三条のものがづくりに触れ、寺泊では地域の魅力を感じながら、会員同士の交流も深められる機会になればと考えております。

多くの会員事業所の皆様にご参加いただき、楽しく実りある視察研修にしたいと思っております。ぜひご参加ください。ようお願いたします。今後とも東支部の活動へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

（東支部長 磯部 靖）

多くの会員事業所の皆様に

(東支部長 磯部 靖)

佐久穂町商工会西支部の令和7年度の活動報告を致します。

まずは恒例の諏訪神社ボンボリの飾付けと片付け作業を行いました。前年同様桜の開花が早まり、飾付けのタイミングを例年

より1週間早めて行いました。  
夜桜に合わせ遠くから見るボン  
ボリに春を感じていただしてい  
ると思います。

8月も恒例の職場交流ソフトボール大会で西支部として参加し親睦を深めました。勝敗はともかく佐久穂町の企業の皆さんとスポーツを通して交流する大切な事業ですが、年々参加企業が少なくなっているのが寂しいです。

10月の紅葉祭では東支部と合同で豚汁をつくり振舞いました。紅葉祭は青年部がメインですが少しでも賑わって青年部の役に立てればいいなあと思います。

正月は賀詞交歓会に参加し新年を祝うとともに景気動向なども語り合いました。

そうそう、忘れてはいけないのが本会主催の研修視察。9月に大阪万博と清水寺に行ってきました。それにしても多かったのが外国人さん。インバウンドが盛んなのはいいことかもしれませんが、国内で落ち着いた旅行ができなくなっているのが残念です。

西支部の事業はいつも通り変わらずでした。佐久穂の経済を活性化するためにも新たな事業をやりたいんだけどなあ。

(西支部長 高見澤義光)

## 青年部

日頃より青年部活動にご理解、ご協力いただき心より感謝申し上げます。

春のクリーンキャンペーンを皮切りに

今年度の青年部活動がスタートしました。

5月に小諸市で開催された青年部主張

発表東信大会で富田建築の富田矩大さん

が最優秀賞に輝きました。7月に行われ

た県大会へと駒を進め、県大会でも素晴

らしい発表をしてくれました。

我々青年部が未来を担う子ども達にと

う関わっていくのか。何ができるのか。

未来を見据えてやらなきゃならない事は

なんなのか。

富田さんの発表の中に沢山のヒントが

あったように思いました。

高野町祇園祭サマーガーデン、茂来館

夏祭り、八千穂駅前酒場、秋の紅葉祭と

沢山のイベントが今年度も控えています

佐久穂町を盛り上げるべく青年部一同

全力で活動していきます。

(青年部長 佐々木 隆文)

## 女性部

昨年度は部員の皆さまのご参加とご協

力により、各事業を円滑に実施すること

ができました。心より感謝申し上げます。

佐久穂町商工会女性部では、令和8年

度事業計画に沿って、本年度もさまざま

な活動を実施してまいります。引き続き、

部員の皆さまのご参加とご協力をよろし

くお願いいたします。



総会の様子

今年度の活動の一つとして、5月には花壇整備を行いました。多くの部員の皆さまにご協力いただいたおかげで、美しい花々が咲き誇っています。ご参加いただいた皆さま、ありがとうございます。

また、長野県商工会女性部連合会主催事業として、7月に千葉県で開催された「関東ブロック商工会女性部主張発表大会」の長野県予選会が長野市で開催されました。佐久支部からは、小海町商工会女性部長が出席し、堂々とした発表を行いました。

今後は、佐久支部親睦事業、紅葉祭、視察研修、イルミネーション事業などを予定しています。多くの部員の皆さまにご参加いただき、交流を深めながら活動を盛り上げていきたいと考えております。

本年度も、女性部活動へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願っています。

(女性部長 高見澤 みき子)

## 小規模事業者持続化補助金

佐久穂町商工会では随時、小規模事業者持続化補助金申請の相談を受け付けています!!佐久穂町では通常の補助金に**町独自の持続化補助金も上乗せして交付しています!!**(下記計算例参考)  
**自社の経営を見直し、販路開拓や生産性向上に取り組んでみませんか?**

### 小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて作成した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン改変等)の取り組みを支援するため、通常枠の場合それに要する**経費の⅓を補助(補助上限額50万円)**します。

さらに、佐久穂町では上記の補助対象事業の**自己負担分の⅓(補助上限額12万5千円)を町が独自に補助**します。国、町の補助金を合わせると、**最大で税抜総額75万円の事業の内、62万5千円が補助金で賄えること**になります。

※賃金引き上げ特例(150万円上乗せ)など補助上限額が引上される制度もあります。

### 《補助対象経費と差引自己負担額の計算例》(通常枠利用の場合)

| ①補助対象経費<br>(税抜き) | ②国補助金<br>①×2/3 上限50万円 | ③自己負担<br>①-② | ④町補助金<br>③×1/2 上限12万5千円 | ⑤差引自己負担<br>③-④ |
|------------------|-----------------------|--------------|-------------------------|----------------|
| 600,000円の場合      | 400,000円              | 200,000円     | 100,000円                | 100,000円       |
| 750,000円の場合      | 上限500,000円            | 250,000円     | 上限125,000円              | 125,000円       |
| 900,000円の場合      | 上限500,000円            | 400,000円     | 上限125,000円              | 275,000円       |

補助金の申請には商工会の助言などを受けて作成した経営計画書や補助事業計画書が必要です。補助金の採否については、それらの計画書の内容が審査されます。

「計画書なんてどうやって作るの?」という方も、まずは販路開拓のためにやりたいことを見つけてチャレンジしてみてください。専門家や経営指導員が作成のお手伝いをします。

### ★補助金対象となる取り組みのイメージ

(商店や飲食店で想定される取り組み例)

#### ①広告宣伝

- ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布する
- ・自社ホームページを開設する

#### ②集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るため店舗のユニバーサルデザイン化を図る
- ・飲食店が和式トイレを洋式トイレに改造したり、座敷を掘りごたつにする等により、幅広い年代層の集客を図る

#### ③商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展する

#### ④商品パッケージや包装紙・ラッピングのデザインを一新する

- ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新する

### 補助対象者 (小規模事業者)

- 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)

常時使用する従業員の数5人以下

- サービス業のうち宿泊業・娯楽業

常時使用する従業員の数20人以下

- 製造業その他

常時使用する従業員の数20人以下

### 補助対象経費

- (1)機械装置等費 (2)広報費 (3)ウェブサイト関連費 (4)展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む) (5)旅費 (6)新商品開発費 (7)借料 (8)委託・外注費

商工会の受付締切  
と今後の予定

[申請受付締切/第20回 2026年12月15日(火)]  
(事業計画書(様式4)発行の受付締切/2026年12月4日(金))

※予定は変更される場合がございます。  
商工会へお問い合わせ下さい。

# 賃上げに取り組む 事業者を応援！

補助金・助成金・専門家支援を  
活用しませんか？

最低賃金の引上げや人材確保への対応として、国・長野県では賃上げや設備投資を支援する制度が用意されています。また、長野働き方改革推進支援センターを活用することで、専門家からのアドバイスを受けることが出来ます。賃上げをご検討中の事業者は、お気軽に商工会までご相談ください。

## 【支援制度①】

### 国 業務改善助成金

#### ■制度について

引き上げ前の事業場内最低賃金が 1,061 円から 1,111 円の事業者に対し、50 円以上の賃上げを条件に、生産性向上投資費用の一部を国が補助する制度です。

#### ■助成金のポイント

- 助成額：最大 600 万円
- 助成率：設備投資費用の 4/5 または 3/4
- 対象：中小企業・小規模事業者（みなし大企業を除く）
- 対象経費：機械設備、POS レジ・業務システムの導入、経営コンサルティング、顧客管理システムの導入など

#### ■助成額の一例

| コース    | 引き上げ額 | 助成上限     |
|--------|-------|----------|
| 50円コース | 50円以上 | 最大 130万円 |
| 70円コース | 70円以上 | 最大 300万円 |
| 90円コース | 90円以上 | 最大 600万円 |

※助成上限額は、引き上げる労働者数や賃金引上げ額により異なります。

#### ■特例措置と注意点

- 物価高騰等の影響で利益率が低下した事業者は、一定の要件を満たす場合、パソコン等の新規導入も助成対象となることがあります。
- 交付決定前に導入した設備は助成対象外となります。
- 申請は事業所ごとに行い、予算の範囲内で受付終了となる場合がありますので、早めの申請をご検討ください。
- 引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となります。

## 【支援制度②】

### 長野県 賃上げ環境整備促進補助金(基本型)

#### ■制度について

引き上げ前の事業場内最低賃金が 1,112 円以上の事業者に対し、賃上げを条件に、生産性向上投資費用の一部を県が独自に補助する制度です。

#### ■助成金のポイント

- 助成額：最大 960 万円
- 助成率：設備投資費用の 4/5 または 3/4、10/10 または 9/10
- 対象：中小企業・小規模事業者（みなし大企業を除く）
- 対象経費：機械設備経営コンサルティング、顧客管理システムの導入など

#### ■助成額の一例

| コース    | 引き上げ額 | 助成上限       |
|--------|-------|------------|
| 30円コース | 30円以上 | 最大 207.9万円 |
| 45円コース | 45円以上 | 最大 288万円   |
| 60円コース | 60円以上 | 最大 480万円   |
| 90円コース | 90円以上 | 最大 960万円   |

※助成上限額は、引き上げる労働者数や賃金引上げ額により異なります。

#### ■注意点

- 交付決定前に導入した設備は助成対象外となります。
- 申請は事業所ごとに行い、予算の範囲内で受付終了となる場合がありますので、早めの申請をご検討ください。

2026年10月以降、長野県の最低賃金の金額が1,061円→1,117円（50円の引上げ）に上がります。



**制度活用は  
専門家が  
サポートします！**

長野働き方改革  
推進支援センターを  
ご活用ください

商工会では、長野働き方改革推進支援センターと連携し、補助金の申請サポートを行っています。センターを活用することで、社会保険労務士による無料相談が可能になります。

例えば…☒賃上げを実施したいが、どの制度を使えばよいか分からない  
☒業務改善助成金を活用したい  
☒就業規則の見直しや賃金制度を整備したい  
☒補助金・助成金の活用方法を相談したい

このようなご相談について、社会保険労務士が無料でアドバイスします。制度の活用から申請に向けた準備まで、商工会がサポートしますので、お気軽にご相談ください。

# 「エネルギーコスト削減促進事業補助金」の申請を受け付けています

県内事業者のエネルギーコストの削減を促進し、経営基盤の強化・安定と脱炭素社会の実現を図るため、国の「重点支援地方交付金」を活用し、高効率設備や再生可能エネルギー設備の更新・導入を支援する「エネルギーコスト削減促進事業補助金」の申請を受け付けています。

## 1 補助の内容

| コース                | 対象設備*1                                                          | 補助率等                                                                                            | 補助額                 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 基本コース              | ○省エネ設備空調設備、換気設備、LED照明設備、冷蔵・冷凍設備、エネルギー管理設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、窓等 | (省エネ設備)<br>2分の1以内<br>ただし、社会福祉施設・医療機関等は3分の2以内とする<br>(再生可能エネルギー設備)<br>出力1kWあたり4万円以内<br>*50kW未満に限る | 上限 500万円<br>下限 50万円 |
| 促進コース <sup>2</sup> | ○再生可能エネルギー設備<br>太陽光発電システム等                                      | (省エネ設備)<br>4分の3以内                                                                               | 上限 1,500万円<br>下限 なし |

※1 申請される法人の業種により補助の内容が異なります。交付要綱等をご確認ください。

※2 促進コースを申請するには以下の要件を満たす必要があります。

- ①事業活動温暖化対策計画書を提出すること（温室効果ガス排出量の目標削減率9%以上とする）
- ②長野県 SDGs 推進企業登録制度における登録を行っている又は行うこと

## 2 スケジュール

(1) 申請期間 令和8年3月16日(月)から令和8年9月30日(水)まで

(2) 事業実施期間 補助金の交付決定日から令和9年1月8日(金)まで

※事業の完了後、実績報告書等の提出が必要となります。

## 3 お問合せ先

交付申請書類等の作成方法や申請方法やなど、本助成金に関するお問合せは、専用 Web サイトのお問合せフォーム、電子メール又は電話にて、長野県中小企業 GX 推進事務局へお願いします。電話による場合は、土日祝日を除く、午前9時30分から午後5時30分までとします。

## 【助成金申請に関するお問合せ先】

長野県 GX 推進事務局

(業務委託先：アデコ株式会社)

専用 Web サイト：  
<https://nagano-enecos.com/>

電子メール：  
ADE.JP.nagano-gx@jp.adecco.com

電話(直通)：050-5538-4051

## 事業環境変化対応型支援事業

# AI×Canvaで販促物作りと地域マーケティング

9月10日(木)  
14:00~16:00

CanvaとAIの活用で素敵な販促物が簡単に作成できるようになりました。しかしその販促物を効果的に活用するためには、適切な地域マーケティングが不可欠です。本講座では、誰に、どのような方法で販促を仕掛けるのか、その基本の考え方を、CanvaとAIの活用方法と併せて、解説いたします。ぜひこの機会にご参加ください。

## -主な講座内容-

- 地域マーケティングと販促物の役割  
ペルソナ設定/提供価値/接点設計 等
- Canvaと生成AIの基礎理解  
機能紹介/実演デモ/活用のポイント 等
- 実践ワーク  
キャッチコピー/Canva/QR・SNS連携 等
- ターゲットに響く販促設計  
販促物の活かし方/成功事例/効果測定 等

## ◆会場 佐久穂町商工会

(佐久穂町高野町561-1)

◆受講料 無料 (会員・非会員 問わず)

◆対象 中小・小規模事業者

◆定員 20名 (先着順)



メール返信用QR

＜お申し込み方法＞

必要事項をご記入いただき、FAX又はメールにてお申し込みください。

＜主催＞ 佐久穂町商工会

## ＜講師プロフィール＞

なかほり ひろき

中堀 弘規 氏

・経営テラス 代表



大手地銀にて、融資の営業担当として従事。創業融資や新規取引先開拓を得意とし、融資審査のポイントを修得。その後商工団体の職員として税務、労務、金融など中小・小規模事業者に向けた伴走型支援の最前線を経験。補助金申請支援においては県内で申請数&採択率1位を獲得するなど活躍。商工団体職員の経験から、中小・小規模事業者と公的支援機関職員の両目線を持ち合わせた支援ができる経営コンサルタント。「商は笑にして勝なり」を経営支援のモットーとし、経営者の方、さらにその先のお客様まで笑顔になれる支援を行っている。

## 新入会員紹介



町中華  
一富士  
中嶋 駿

この度、佐久穂町商工会へ入会いたしました、「町中華一富士」の中嶋駿と美都穂です。

私たちは夫婦でお店を営んでいます。

「おいしかった」「また来ます」と言っていたことが何よりの励みで、毎日一杯の中華そば、一皿の料理に真心を込めています。

地域の皆様にとって、気軽に立ち寄れて、お腹も心も満ち、地域に根差した町中華として、皆様に愛されるお店を目指しています。

まだまだ未熟ではありますが、地域の皆様とのつながりを大切にしながら、一歩ずつ成長していきたいと思っております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします



お宿  
千代里  
山崎 あや子

この度、佐久穂町商工会へ入会いたしました「お宿千代里」の山崎（太田）あや子と申します。

長野市出身。東京で15年暮らし、2022年に子育て環境を求めて家族で移住してきました。「東京育ちの家族はなじめるだろうか」という心配をよそに、いまでは家族みんなが佐久穂の暮らしを満喫し、私はつい美しい山々や田園風景を眺めては「幸せだなあ」と呟くほど。佐久穂町の温かさに恩返しをと思っていたところ、素晴らしいお家とご縁に恵まれ、2025年に一棟貸切の宿を開業いたしました。

目指すのは、宿がゲストと佐久穂をつなぐ入口になること、滞在中に町の飲食店を巡り、農業体験やガイドツアーで地元の皆さんと触れ合う、宿に人が来るほど町の事業者さんが潤い、町が潤い、いつか雇用も生まれる。そんな循環の小さなきっかけになれば、これほど嬉しいことはありません。ご一緒いただける事業者の皆さま、ぜひお声がけください。

訪れた人と地元の触れ合いが、めぐりめぐって世界平和につながる。おせっかいな女将は本気でそう信じています。どうぞよろしくお願いいたします。

HPの二次元バーコード→



となり  
代表  
木幡 友希

このたび、佐久穂町で「となり」を開業いたしました木幡友希と申します。

「となり」は、主にEC（ネット通販）を展開する企業のマーケティング戦略や販促プロモーション企画・実行、CRM（顧客との関係づくり）設計などの支援を行っています。

商品やサービスの魅力を誰に・どのように伝え、継続的な売上につなげていくか。そうした課題に対し、企画・提案から実行まで一貫してお手伝いします。

佐久穂町には魅力ある商品やサービス、優れた技術を持つ事業者様が数多くいらっしゃいます。そうした皆さまの強みをより多くの方へ届けるお手伝いなど、これまで培ってきた経験を少しでも地域に還元することができたら、とても嬉しいと思っています。

屋号の「となり」には、困ったときに気軽に相談できる身近なパートナーでありたいという想いを込めました。地域の皆さまとご縁を大切にしながら、一つひとつのお仕事に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

## 佐久穂町の商工業関連支援制度（2026版）

（助成制度等は変更になる場合があります。最新情報は各機関にご確認ください）



## 事業者振興

## 商工業振興助成金

※助成額の上限、要件等がございます

町内事業者の人材育成等の支援、義務化が見込まれるハサップ等の取得促進、新規顧客獲得等の販路拡大への支援を目的に、左記費用について助成します。事業拡大、社内投資へのチャレンジを応援します。

- 従業員等（代表者、役員等含む）が業務に必要な資格がある… **受験料** の一部を助成（上限2万円）
  - ハサップ等の認証取得が必要になってきた… **取得費用** の一部を助成（上限10万円）
  - 自社で勉強会を行いたい… **会場使用料や講師謝礼** の一部を助成（上限3万円）
  - 新製品をPRしたい、新たな顧客層を獲得したい… **販促等の費用** の一部を助成（上限10万円）
- 国制度「小規模事業者持続化補助金（町で上乗せ）」もあります（窓口：商工会）



## 雇入れ

## 商工業雇用促進助成金

※各種要件等、補助額上限がございます

## 雇用促進助成金の概要

| 事業主等、対象労働者の要件                                                                                                                                      | 助成額                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以上の継続雇用</li> <li>・社会保険等完備</li> <li>・雇用日6ヶ月前事業主都合解雇なし</li> <li>・町税の滞納がない</li> <li>・労働関係法令違反がない</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用時点60歳未満</li> <li>・事業主の3親等以内の親族でない</li> <li>・同様の事業主（関連会社含む）に3年以内に雇用されていない</li> </ul> |
|                                                                                                                                                    | 町内在住従業員<br>30万円<br>町外在住従業員<br>10万円                                                                                            |

- 申請は対象労働者の雇用日から起算して1年を経過した日から6箇月以内に行ってください。
- 厚生労働省（ハローワーク等）の既存雇入れ助成金制度と併用可能



## 設備投資

■ 中小企業等経営強化法に基づく税制優遇  
町の認定を受けた「先端設備等導入計画」の基で一定の条件を満たす設備を導入した場合、**該当する償却資産にかかる固定資産税が軽減**となります。（国補助金優先採択等がある場合も）

【佐久穂町 導入促進基本計画】  
◆計画期間 2025年4月1日から5年間  
◆対象となる中小企業者  
中小企業等経営強化法第2条第1項で規定する「中小企業者」が対象です。

## その他

| 県、町の制度資金<br>（融資時の保証料補給・利子補給）                                               | 企業支援、企業誘致                          | 6次産業化支援事業補助金                        | アウトドアアクティビティ創生事業補助金                              |
|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 保証料及び利子の一部を補給しています。<br>町：原油価格・物価高騰対策資金（R8まで）<br>町：中小企業振興資金<br>町：特別経営安定対策資金 | 工場等の増設や移設についてご活用いただけます。事前にご相談ください。 | 6次産業化に取り組む事業にご活用いただけます。商工会へご相談ください。 | 新たなアウトドアアクティビティに取り組む事業にご活用いただけます。町産業振興課へご相談ください。 |

＜ お問合せ：役場 産業振興課 商工観光係 0267-86-1553、佐久穂町商工会 0267-86-2275 ＞

## 金融相談会

日本政策金融公庫による融資相談会

相談日

令和8年

9月10日(木)

10月9日(金)

11月10日(火)

12月10日(木)

令和9年

1月13日(水)

相談時間

午後1時～4時  
(但し12月10日(木)の一日公庫は午前10時～午後4時)

相談会場

佐久穂町商工会本所

## 法律相談会

今年度の日程

《第1回》

令和8年

10月21日(水)

午後2時から4時まで

開催場所／立科町商工会

《第2回》

令和9年

1月27日(金)

午後2時から4時まで

開催場所／佐久穂町商工会

## マル経融資のお知らせ

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々にバックアップするため、商工会の推薦により**無担保・無保証・低金利**で融資を受けられる制度です。

また自社従業員の賃上げに取組む小規模事業者を対象とした金利優遇策もあり、要件が合えば、当初2年間は通常の一般枠よりも低金利で資金調達が可能になります。

■融資限度額 2,000 万円

■返済期間 10 年以内 (うち据置期間 2 年以内)

■利 率 (令和8年8月1日現在)  
一般枠：2.7% (特別利率)

※賃上げ制度を活用する事で  
当初 2 年間特別利率▲0.5% 3 年目以降特別利率

## ■融資ご利用対象

- ①最近1年以上、佐久穂町で事業を行っていること
- ②6か月以上佐久穂町商工会員であること
- ③個人事業主または法人企業において常時使用する従業員が下記の事業

- 卸・小売業、サービス業 (宿泊業、娯楽業を除く)：5人以内
- 製造業、建設業、その他の事業：20人以内

## ■賃上げ制度適用要件

新たに事業を開始後3ヵ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額<sup>(注1)</sup>の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方

(注1) 雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

## 商工会備品・会館貸出のご案内

商工会では、会員事業所の皆様を対象に、タープテント、長机、イス、わたあめ機、かき氷機、プロジェクターなどの備品貸出を行っています。また、会議や打ち合わせなどにご利用いただける会館の貸出も行っております。販促イベントや地域行事、各種会議など、さまざまな場面でぜひご活用ください。ご利用を希望される場合や詳細については、お気軽に商工会事務局までお問い合わせください。

| 物 品             | 使用料 (税込) |
|-----------------|----------|
| タープテント 1 張      | 1,000 円  |
| わたあめ機           | 2,000 円  |
| かき氷機            | 1,000 円  |
| プロジェクター (スクリーン) | 3,000 円  |

※その他にも焼肉台ガラガラポンやコーヒーメーカーなどの物品もあります。

| 場 所                | 使用料 (税込) |
|--------------------|----------|
| 1 階講習会研修室 (4 時間以上) | 6,500 円  |
| 1 階講習会研修室 (4 時間未満) | 3,300 円  |
| 大会議室 (4 時間以上)      | 20,000 円 |
| 大会議室 (4 時間未満)      | 10,000 円 |

※その他にかかる費用として、各室4時間未満1,000円、4時間以上2,000円の冷暖房費がかかります。上記は会員料金の為、商工会非会員の場合は、2倍額の料金となります。

## ゆとりある将来に今から備える

# 小規模企業共済

POINT 1

**将来の生活安定資金に**

小規模企業者が、引退後の生活安定資金を積み立てる制度

POINT 2

**無理なく積み立て**

掛金月額は1,000円から設定でき、途中で掛金の増額・減額が可能

POINT 3

**今の経営のサポートにも**

掛金は全額所得控除、また共済契約者貸付で事業資金の借入れも可

＼こんな方が加入できます／

個人事業主  
フリーランス

小規模企業等の  
経営者・役員

個人事業の  
共同経営者

こんなお悩みありませんか？

引退・退職後の生活設計が不安

積み立ては続けられるか心配

いざというとき備えがなければ

そんなお悩みに応える

**メリット**

掛金全額所得控除  
共済金の受取方を選べる  
共済金受取時の税制優遇  
貸付制度が利用可能  
長期加入で有利な共済金

経営者のための積み立て式  
**退職金制度**

中小企業の価値を  
Be a Great Small  
日本の原動力に。  
中小機構